（　別紙１　）

令和　年　月　日

経営形態の変更に伴い

地方独立行政法人天王寺動物園に就職される方へ

地方独立行政法人天王寺動物園への就職に係る再就職審査について

職員又は職員であった者のうち、勤続期間が20年以上であるもの又は管理職の職に就いたことがあるものが外郭団体に再就職する場合には、大阪市職員基本条例第47条第３項の規定により市長の承認が必要とされており、天王寺動物園の経営形態の変更に伴い地方独立行政法人天王寺動物園（以下「天王寺動物園」という。）に就職される方についても、当該規定が適用されることとなります。

今回経営形態の変更により天王寺動物園に就職される方については、本市の方針により経営形態の変更が行われること等を踏まえ、天王寺動物園への就職の意思が確認できる書類の提出をもって再就職審査の申請に代えるなど、事務負担の軽減を図ったうえで、審査を行いました。

その結果、経営形態の変更に伴い機構に就職される方全員について、包括的に市長の承認を受けましたのでお知らせします。